

標 題：

日本籍船以外の現存船に対する
74 SOLASの83年改正の要件について

NK テクニカル インフォメーション

No. 77

平成元年6月30日

関係船主各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、74 SOLASの83年改正の第Ⅲ章第1規則6では、現存船（1986年7月1日前に建造された船舶）に対して、1991年7月1日までに第Ⅲ章の救命設備の要件のうち次のものに適合することを規定しています。（以下現存船の要件と云う）

- 1) 生存艇用 EPIRB（第6規則2.3）
- 2) 双方向無線電話設備（第6規則2.4）
- 3) 救命いかだ（第26規則3）
- 4) 救命胴衣灯（第27規則2）
- 5) イマーションスーツ及び保温具（第27規則3）
- 6) 再帰反射材（第30規則2.7）

この現存船の要件については、船主各位のご都合に従って1991年7月1日までに適合すれば良く、また要件に適合していなくても同日までは貨物船安全設備証書の有効性を保つことができます。しかし、1991年7月1日以降、要件に適合していない場合には、当該証書の有効性が認められなくなりますので注意が必要です。

この点を考慮して、弊会では、主要船籍国政府と協議を行い、その指示に基づき、本件に関して下記の通り取扱うことといたしましたのでよろしくご理解、ご協力頂きたいお願い申し上げます。

記

- 1) 本年7月1日以降行われる貨物船安全設備証書の更新検査時に、本船が現存船の要件に適合しているかどうかについての確認を実施します。

2) 確認の結果、本船が現存船の要件にまだ適合していないことが判明した場合には、検査員が発行する検査報告書に1991年7月1日までに当該要件に適合させる旨の注記を行います。

又、弊会本部から発行する貨物船安全設備証書の本証書に、1991年7月1日までに当該要件に適合しない場合には、その日（1991年7月1日）以降証書の有効性が消失する旨の注意書きを付します。

なお、上記の注意書きは、欠陥に伴う指定事項ではなく、単なる注意書きでありますので、1991年7月1日まではもとより、それ以後も要件に適合する限り、注意書きのない証書と同等の効力を有している点にご留意下さい。

又、船主各位により現存船の要件に適合する様处置がなされた後、御要望によりいつでも、弊会に適合を確認するための臨時検査を申請していただければ、その検査終了後注意書きのない証書を新たに発行することもできます。

以 上

VOID